

熊本県医師修学資金貸与制度について

熊本県医師修学資金貸与制度は、将来、県内の医師が不足する地域の病院等に医師として勤務しようとする医学生に対して修学資金を貸与し、県内の地域医療を担う医師を養成する制度。

➤ 大学卒業後の一定期間（貸与期間の1.5倍の期間）、知事が指定する医師不足地域の病院等（33公的医療機関）で勤務した場合、修学資金の返還が全額免除。

※ 熊本県医師修学資金貸与条例等に基づく。

熊本県医師修学資金貸与制度について

	地域枠（令和4年度以降）
対象者	<p>熊本大学医学部医学科学学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠）入学者</p> <p>※対象</p> <p>①熊本県内の高校出身者</p> <p>②熊本県外の高校出身者（出願時において保護者が3年以上継続して熊本県内に在住している者に限る。）</p> <p>※選抜は熊本大学が実施</p>
貸与額	<p>①入学料相当額：282,000円</p> <p>②授業料相当額：535,800円（年額）</p> <p>③生活費相当額：75,000円（月額）</p> <p>※6年間の貸与総額：8,896,800円</p>
貸与期間	原則、貸与決定を受けた月（入学時）から大学の正規の修業年限を修了する日の属する月まで（6年間）
貸与定員数	8人
返還免除に必要な指定病院等での勤務期間（義務年限）	<p>貸与期間の1.5倍に相当する期間</p> <p><例> 貸与期間：6年間の場合 ⇒ 義務年限：9年間</p>
返還免除の要件	<p>①大学卒業後、2年以内に医師の免許を取得すること。</p> <p>②医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。</p> <p>③臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。</p> <p>④返還免除に必要な指定病院等での勤務期間を満たすこと。等</p>

熊本県医師修学資金貸与制度について

●令和5年4月1日現在、95人に対して、修学資金を貸与
 <内訳> 医師60人、医学生35人

【熊本県医師修学資金貸与人数一覧 R5.4.1時点】

(単位:人)


区分	年数・学年	地域枠	一般枠	県外枠	計	男	女
後期研修 /地域勤務	9年目	—	3	—	3	2	1
	8年目	4	1	—	5	3	2
	7年目	4	4	—	8	7	1
	6年目	5	2	—	7	4	3
	5年目	5	4	—	9	7	2
	4年目	3	6	—	9	8	1
	3年目	5	0	—	5	3	2
	小計	26	20	0	46	34	12
臨床研修	2年目	5	3	0	8	5	3
	1年目	5	1	0	6	2	4
	小計	10	4	0	14	7	7
在 学 生	6年生※	7	1	1	9	3	6
	5年生	6	0	0	6	2	4
	4年生	4	—	1	5	3	2
	3年生	5	—	—	5	2	3
	2年生	2	—	—	2	2	0
	1年生	8	—	—	8	4	4
	小計	32	1	2	35	16	19
合計		68	25	2	95	57	38

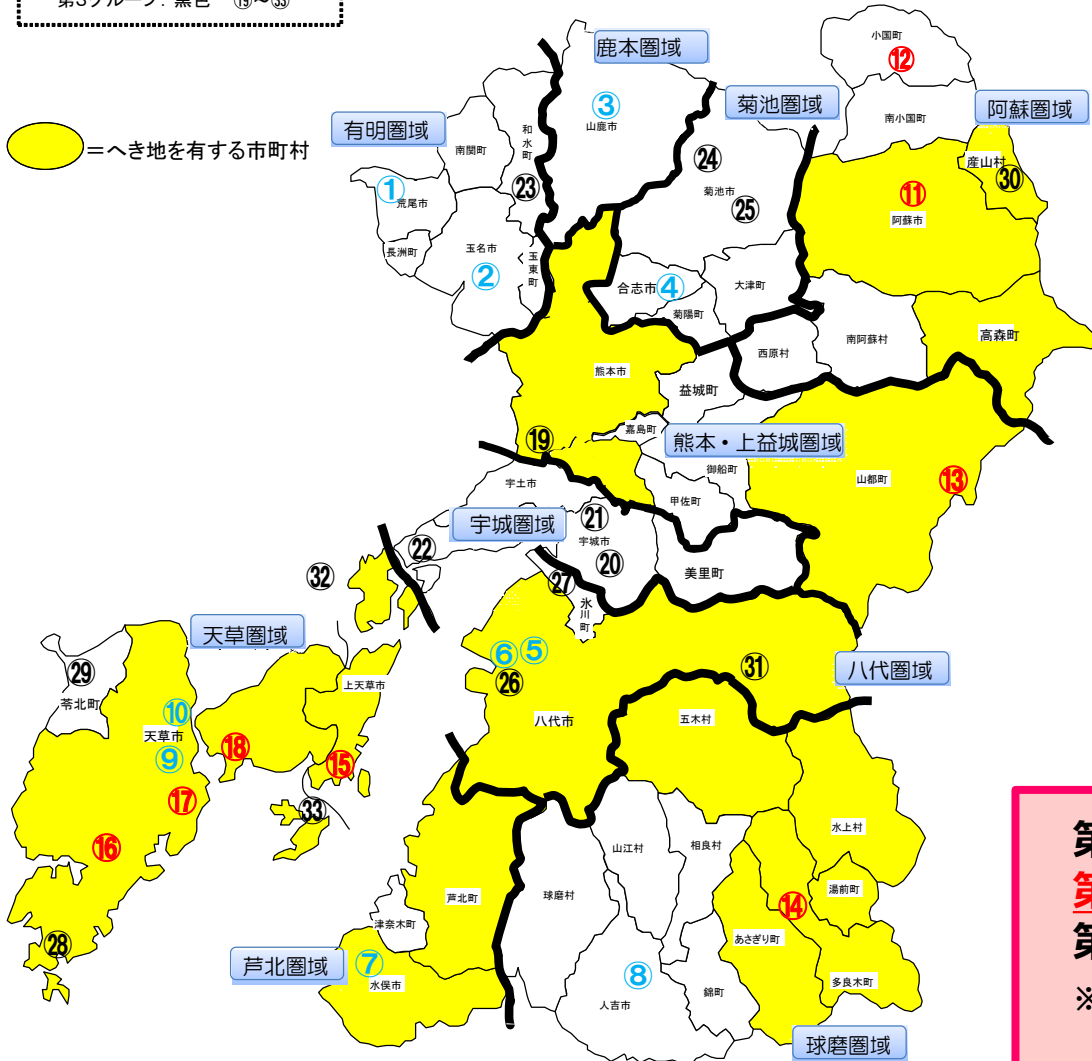
※「一般枠」・「県外枠」は
令和元年度までで募集終了

修学資金貸与医師の派遣先医療機関（知事指定病院等）一覧

知事指定33医療機関

- 第1グループ：青色 ①～⑩
- 第2グループ：赤色 ⑪～⑱
- 第3グループ：黒色 ⑲～⑳

 =へき地を有する市町村



【第1グループ】

圏域	医療機関名
有明	①有明医療センター
	②くまもと県北病院
鹿本	③山鹿市民医療センター
菊池	④熊本再春医療センター
八代	⑤熊本労災病院
	⑥熊本総合病院
芦北	⑦水俣市立総合医療センター
球磨	⑧人吉医療センター
天草	⑨天草地域医療センター
	⑩天草中央総合病院

【第3グループ（うち病院）】

圏域	医療機関名
熊本	⑱こころの医療センター
宇城	⑳熊本南病院
	㉑こども総合療育センター
有明	㉒済生会みすみ病院
	㉓和水町立病院
菊池	㉔菊池郡市医師会立病院
	㉕菊池病院
八代	㉖八代市医師会立病院
	㉗八代北部地域医療センター
天草	㉘牛深市民病院
	㉙苓北医師会病院

【第2グループ】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑪阿蘇医療センター
	⑫小国公立病院
上益城	⑬そよう病院
球磨	⑭公立多良木病院
天草	⑮上天草総合病院
	⑯河浦病院
	⑰新和病院
	⑱栖本病院

【第3グループ（うち診療所）】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑳産山村診療所
八代	㉑椎原診療所
天草	㉒湯島へき地診療所
	㉓御所浦診療所

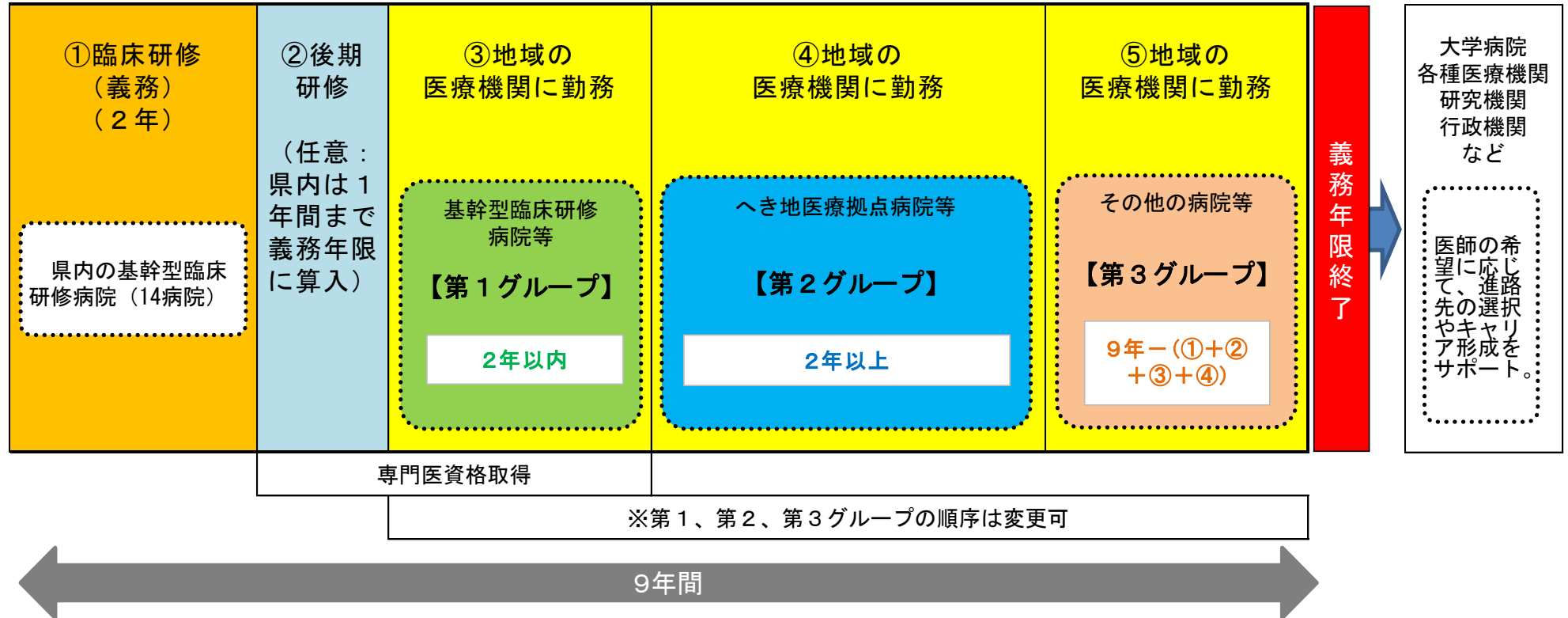
第1グループ：2年間以内
 第2グループ：2年間以上
 第3グループ：残りの期間

グループ間の
 順序は変更可

※第3グループのうち、診療所で勤務した期間は、第2グループで勤務した期間とみなす。

修学資金貸与医師のモデルキャリアパス例①

最短の9年間で返還免除となる場合



※ 9年間の義務年限のうち、臨床研修の2年間と、県内の医療機関で行う後期研修1年間が義務年限に算入されるため、**実質、地域勤務をする期間は6年間**

修学資金貸与医師のモデルキャリアパス例②

義務年限外の後期研修を受ける場合

※ 後期研修は、1年を超えて行うことができるが、義務年限に算入されるのは県内医療機関での1年間まで。

